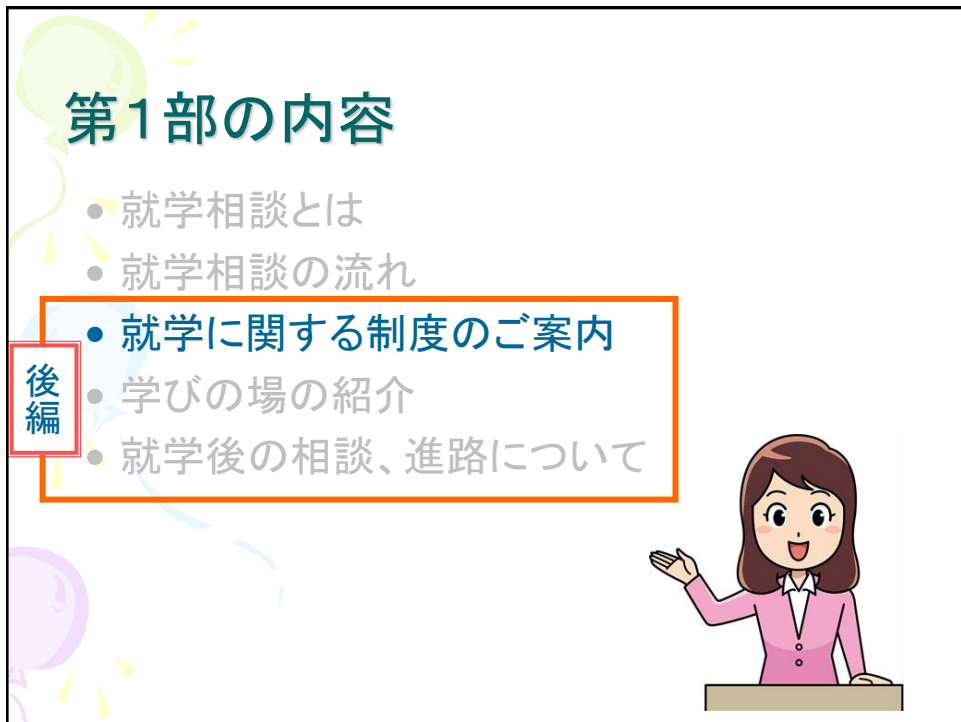




1



2

## 通学区域緩和制度（入学時学校選択）

指定校以外の学校を希望できる制度です。

- 指定校（通学区域）は住所によって指定があります。
- 指定校以外の学校を希望できるのは4月に入学する新1年生のみです。
- 8月上旬に学務課から案内と申請用紙を各家庭に送付します。10月上旬の締切までに申請してください。

**※希望される方は、就学相談の進捗状況に関わらず締切までに必ず申請するようにしてください。**

※「資料4 通学区域緩和制度・就学時健康診断について」をご参照ください。  
 ※通常の学級の指定校は、まちだ子育てサイトでご確認ください。  
 ホーム＞年齢からさがす＞小・中学生＞通学、入学、転校  
 ＞市立小・中学校の通学区域（学区）

3

## 特別支援学級の指定校

「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」の見方

＜例＞町田第三小学校の通学区域にお住まいの方

小学校	特別支援学級		
指定校	知的障がい	自閉症・情緒障がい	肢体不自由
町田第三小	町田第一小 町田第五小 本町田ひなた小(※)	町田第一小 本町田ひなた小(※)	町田第六小

通常の学級 → 町田第三小学校

知的障がい学級 → 町田第一小学校または町田第五小学校または本町田ひなた小学校の3校が指定校（3校から選択）

自閉症・情緒障がい学級 → 町田第一小学校または本町田ひなた小学校の2校が指定校（2校から選択）

(※) 学校統合により2025年度に新設

※「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」をご参照ください

4

## 特別支援学級の指定校

「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」の見方

<例>町田第三小学校の通学区域にお住まいの方

小学校	特別支援学級		
指定校	知的障がい	自閉症・ 情緒障がい	肢体不自由
町田第三小	町田第一小 町田第五小 本町田ひなた小(※)	町田第一小 本町田ひなた小(※)	町田第六小

通常の学級 →町田第三小学校  
 知的障がい学級 →町田第一小学校または町田第五小学校または  
 本町田ひなた小学校の3校が指定校(3校から選択)  
 自閉症・情緒障がい学級→町田第一小学校または本町田ひなた小学校の2校が  
 指定校(2校から選択)

(※)学校統合により2025年度に新設

※「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」をご参照ください

5

## 特別支援学級の指定校

「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」の見方

<例>町田第三小学校の通学区域にお住まいの方

小学校	特別支援学級		
指定校	知的障がい	自閉症・ 情緒障がい	肢体不自由
町田第三小	町田第一小 町田第五小 本町田ひなた小(※)	町田第一小 本町田ひなた小(※)	町田第六小

通常の学級 →町田第三小学校  
 知的障がい学級 →町田第一小学校または町田第五小学校または  
 本町田ひなた小学校の3校が指定校(3校から選択)  
 自閉症・情緒障がい学級→町田第一小学校または本町田ひなた小学校の2校が  
 指定校(2校から選択)

(※)学校統合により2025年度に新設

※「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」をご参照ください

6

## 特別支援学級の指定校

「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」の見方

<例>町田第三小学校の通学区域にお住まいの方

小学校	特別支援学級		
指定校	知的障がい	自閉症・ 情緒障がい	肢体不自由
町田第三小	町田第一小 町田第五小 本町田ひなた小(※)	町田第一小 本町田ひなた小(※)	町田第六小

通常の学級 →町田第三小学校  
 知的障がい学級 →町田第一小学校または町田第五小学校または  
 本町田ひなた小学校の3校が指定校(3校から選択)  
 自閉症・情緒障がい学級→町田第一小学校または本町田ひなた小学校の2校が  
 指定校(2校から選択)

(※)学校統合により2025年度に新設

※「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」をご参照ください

7

## 特別支援学級の指定校

「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」の見方

<例>町田第三小学校の通学区域にお住まいの方

小学校	特別支援学級		
指定校	知的障がい	自閉症・ 情緒障がい	肢体不自由
町田第三小	町田第一小 町田第五小 本町田ひなた小(※)	町田第一小 本町田ひなた小(※)	町田第六小

通常の学級 →町田第三小学校  
 知的障がい学級 →町田第一小学校または町田第五小学校または  
 本町田ひなた小学校の3校が指定校(3校から選択)  
 自閉症・情緒障がい学級→町田第一小学校または本町田ひなた小学校の2校が  
 指定校(2校から選択)

(※)学校統合により2025年度に新設

特別支援学級の指定校を選択→緩和制度の申請は不要

※「資料1 通学区域特別支援学級指定校早見表」をご参照ください

8

## 通学区域緩和制度の留意点

- 申請できる学校
  - 受入枠がある学校です。
  - 通常の学級は、指定校の隣接校を希望できます。
  - 特別支援学級は知的障がい学級のみが対象です。
- 通常の学級と特別支援学級は、各1校ずつ申請ができます。
- 通学費の補助はありません。



詳しくは、ご家庭に郵送される案内でご確認ください。  
(8月上旬に学務課より送付)

※「資料4 通学区域緩和制度・就学時健康診断について」をご参照ください。

9

## 就学時健康診断

- 例年10月末から11月中に実施
- 健康診断を受診する学校は、通常の学級の指定校
- 緩和制度を利用する場合は、入学する小学校で受診
- 健康診断を受診した小学校とは異なる小学校へ入学
  - 健康診断の記録は入学先の小学校へ引き継ぎます。
- 通常の学級の指定校ではなく、入学する小学校での受診を希望する場合
  - **保健給食課に連絡して**受診校を変更してください。

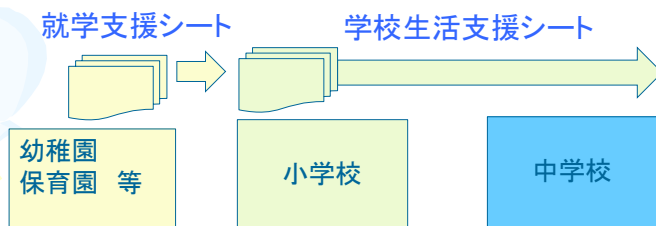
詳しくは、ご家庭に郵送される案内をご確認ください。  
(9月末～10月上旬に保健給食課から送付)

※「資料4 通学区域緩和制度・就学時健康診断について」をご参照ください。

10

## 切れ目のない支援のために

お子さんや保護者の方の希望・願いを踏まえて、資料を作成し、引き継いでいきます。



・作成と活用は、保護者の方と共に考え、進めていきます。

11

## 就学支援シート

- お子さんの情報を就学相談の情報とは別に、小学校に引き継ぐための資料です。
- 就学相談を受ける、受けないにかかわらず、希望する方が作成できます。
- お子さんの様子や、幼稚園・保育園、療育機関や家庭で大切にしてきたこと、小学校に引き継ぎたいことを記入します。
- 保護者、幼稚園・保育園、療育機関が連携しながら作成します。
- 11月頃に幼稚園・保育園から配布、1月までに作成します。

12

## 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

- 本人や保護者の希望・願いを踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携し、お子さんを支援していくための資料です。
- 小学校入学から中学校卒業までの学齢期の間、更新しながら引き継いでいきます。
- 作成と活用は、保護者の了解を得て、就学支援シート等も参考に、学校と共に考えて、進めていきます。
- 特別支援学級に在籍または通級による指導(サポートルームを含む)を受けるお子さんは、全員作成し、活用していきます。

13

## 第1部の内容


- 就学相談とは
- 就学相談の流れ
- 就学に関する制度のご案内
- **学びの場の紹介**
- 就学後の相談、進路について

後編



14


通常の学級以外に、  
次のような「学びの場」があります



	①	②	③
学びの場	通常の学級と併せて 通級指導学級	特別支援学級	特別支援学校 (都立)
学級種別	ひとみの教室(弱視) きこえの教室(難聴) ことばの教室(言語障がい) サポートルーム	知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱

15

通常の学級以外に、  
次のような「学びの場」があります




	①	②	③
学びの場	通常の学級と併せて 通級指導学級	特別支援学級	特別支援学校 (都立)
学級種別	ひとみの教室(弱視) きこえの教室(難聴) ことばの教室(言語障がい) サポートルーム	知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱

16




通常の学級以外に、  
次のような「学びの場」があります



	①	②	③
学びの場	通常の学級と併せて 通級指導学級	特別支援学級	特別支援学校 (都立)
学級種別	ひとみの教室(弱視) きこえの教室(難聴) ことばの教室(言語障がい) サポートルーム	知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱

17

通常の学級以外に、  
次のような「学びの場」があります



	①	②	③
学びの場	通常の学級と併せて 通級指導学級	特別支援学級	特別支援学校 (都立)
学級種別	ひとみの教室(弱視) きこえの教室(難聴) ことばの教室(言語障がい) サポートルーム	知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱

18

## ①通級指導学級とは

- 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加できるお子さんが対象です。
- 一人一人の特性にあわせて原則として週1回2時間、個別指導と小集団指導を組み合わせで行います。
- 担当教員がお子さんの在籍する小学校へ訪問して指導します。



19

## 通級指導学級の留意点



指導の曜日・時間は  
指導担当校が決定します。

通常の授業を抜けた分の  
補習はありません。



特別支援学級のお子さんは  
対象となりません。



複数の種類の通級指導学級の  
併用はできません。

就学相談において、検討結果が  
通級指導学級となった場合のみ、  
入級することができます。

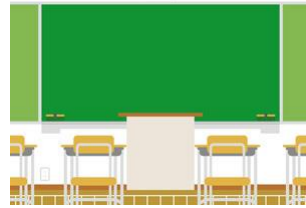


20

## ②特別支援学級とは

- 通常の学級の集団一斉学習への参加が難しく、特別な支援が必要なお子さんが対象です。
- 一人一人の状態や特性に応じて、よりきめ細かな教育を行います。
- 1学級あたり最大8名までとなっています。

特別支援学級も住所によって指定校が決められています。



21

## ③特別支援学校とは



- 「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」(学校教育法第72条より)
- 学校生活上の特別な援助や配慮が必要なお子さんに対し、よりきめ細やかな教育を行います。



22

### ③特別支援学校とは



#### <都立町田の丘学園>

- ・知的障害教育部門(相原町、小山町、小山ヶ丘以外の地域)
- ・肢体不自由教育部門(町田市内全域)

#### <都立八王子西特別支援学校>

- ・知的障害教育部門(相原町、小山町、小山ヶ丘)

#### <その他>視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門等

都立学校であるため、町田市の就学相談後に、東京都教育委員会による就学相談を経て入学となります。

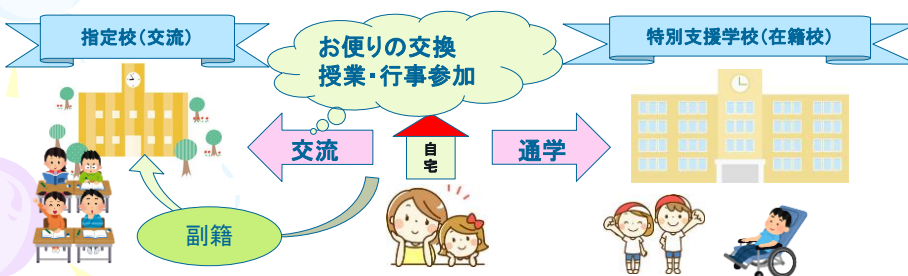
23

### 副籍制度について



特別支援学校に在籍するお子さんが、お住まいの地域の公立小・中学校との交流を通じて地域とのつながりを図る制度です。

※居住する地域の町田市立小・中学校に副次的な籍を置きます。これを「副籍」と呼びます。



※「資料5 副籍制度のお知らせ(特別支援学校)」をご参照ください。

24

## 副籍制度の留意点

特別支援学校に在籍する  
全児童・生徒が対象です。

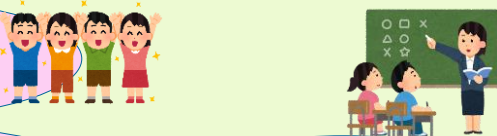


交流の内容は保護者の希望を  
もとに、在籍校・地域指定校との  
間で相談し決定します。

原則は、住所による地域  
指定校の通常の学級との  
交流になります。

直接交流を行う際は、  
保護者の付き添いが  
必要です。

学校便り

※「資料5 副籍制度のお知らせ(特別支援学校)」をご参照ください。






25

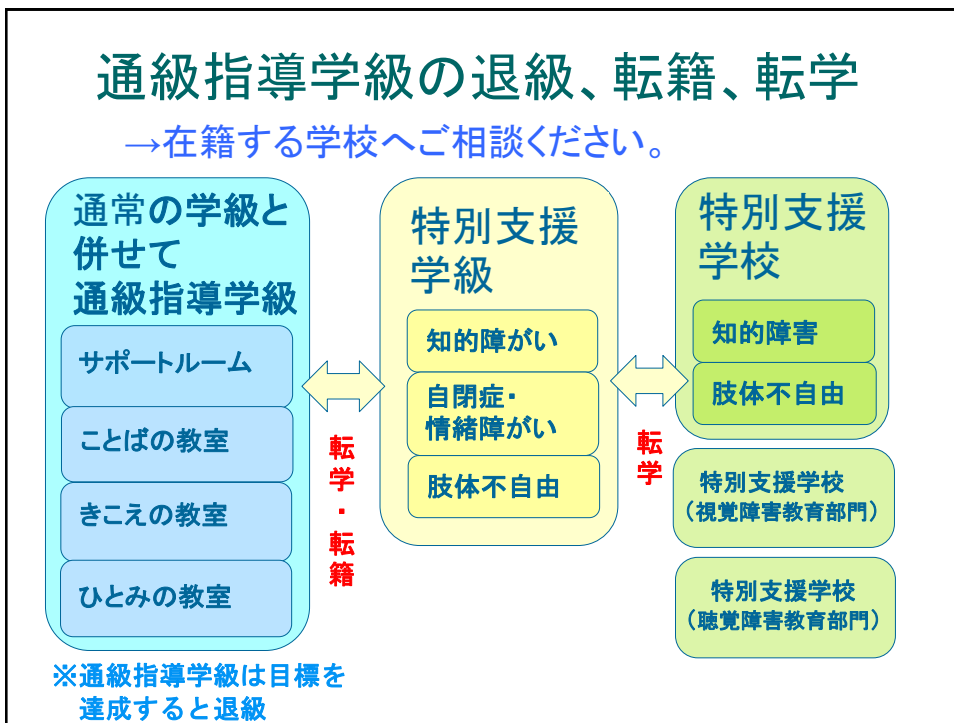
## 第1部の内容

- 就学相談とは
- 就学相談の流れ
- 就学に関する制度のご案内
- 学びの場の紹介
- 就学後の相談、進路について

後編



26



27



28

## 義務教育以降の進路

- 中学校(義務教育)卒業以降

高等学校

高等学校  
定時制

高等学校  
通信制

専修学校  
各種学校

特別支援学校  
高等部  
(普通科)

特別支援学校  
高等部  
(就業技術科  
職能開発科)

- 町田市立中学校特別支援学級 卒業生進路状況

年度	都立特別支援学校 (普通科)	都立特別支援学校 (就業技術科、 職能開発科)	都立 高等学校	私立 (高校、専修、 各種学校)	その他	合計
2019	20	19	2	28	2	71
2020	25	20	2	28	1	76
2021	20	22	5	30	2	79
2022	30	18	6	28	3	85
2023	25	14	5	23	3	70

29

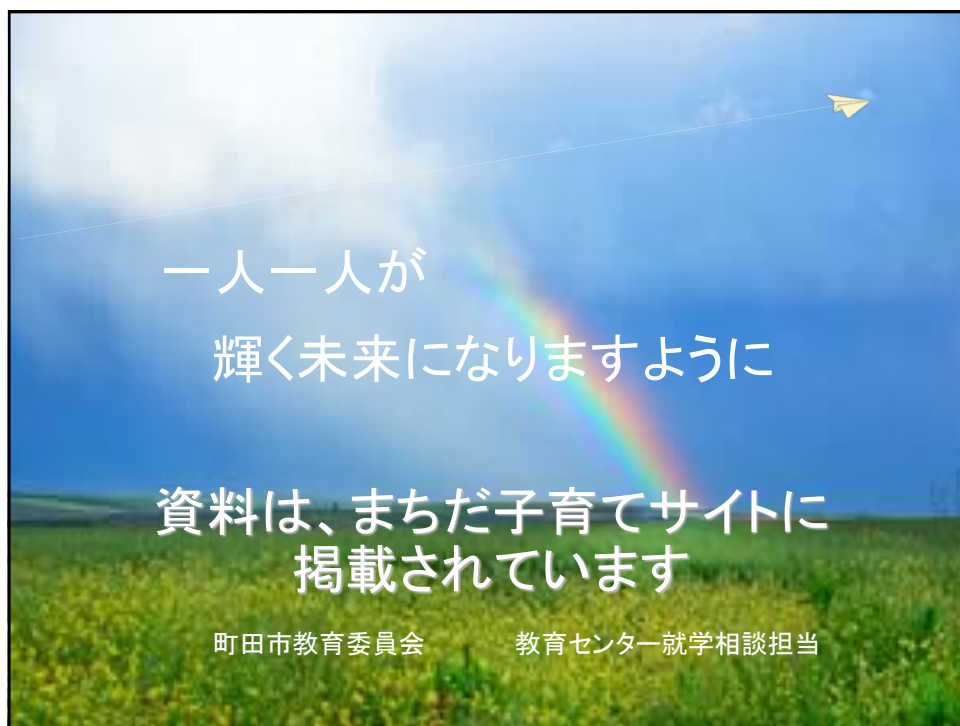
## 特別支援学校に就学した場合

- 小学部～高等部にかけて
  - 特別支援学校での内部進学  
(相原町、小山町、小山ヶ丘にお住まいの場合、  
高等部普通科は東京都立八王子南特別支援学校  
が指定校)
  - 状況や課題の変化により特別支援学級へ転学
- 高等部卒業後の進路
  - 多くの生徒が就労を目指す

30



31



32